

令和7年白老町議会全員協議会会議録

令和7年8月8日（月曜日）

開 会 午後1時30分

閉 会 午後1時47分

○議事日程

1. 白老町職員の懲戒処分について（消防本部・総務課）
-

○会議に付した事件

1. 白老町職員の懲戒処分について（消防本部・総務課）
-

○出席議員（12名）

1 番 水 口 光 盛 君	2 番 田 上 治 彦 君
3 番 氏 家 裕 治 君	4 番 長谷川 かおり 君
5 番 飛 島 宣 親 君	6 番 前 田 弘 幹 君
7 番 森 山 秀 晃 君	8 番 佐 藤 雄 大 君
11 番 森 哲 也 君	12 番 西 田 祐 子 君
13 番 広 地 紀 彰 君	14 番 小 西 秀 延 君

○欠席議員（2名）

9 番 前 田 博 之 君	10 番 貳 又 聖 規 君
---------------	----------------

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	大 黒 克 己 君
消 防 長	児 玉 修 君
消 防 署 長	佐 藤 浩 介 君
総 務 課 長	増 田 宏 仁 君
消防本部総務課長	飯 島 保 仁 君
総 務 課 長	増 田 宏 仁 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 弘 樹 君
主 幹	小山内 恵 君

◎開会の宣告

○議長（小西秀延君） ただいまより、全員協議会を開会いたします。

（午後1時30分）

○議長（小西秀延君） 本日の協議事項は、白老町職員の懲戒処分についてであります。それでは、町側より説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 本日は議員の皆様、大変お忙しい中、全員協議会の開催に当たりまして、急遽お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、本町消防署に所属する職員が、消防署内で保管されていた鍵を無断で持ち出し、合い鍵を作成し、複製した合い鍵を使用して勤務上立ち入る必要のない場所への進入、他職員の私物を窃取する行為を繰り返していたことが判明いたしました。

このことは、地方公務員法に定める信用失墜行為の禁止などに違反するものであり、懲戒について規定している同法第29条に該当するものとして、本日、当該職員に対する懲戒処分を行ったところであります。

消防職員は、町民の生命、財産を守るという重要な職責を担っており、その職員がこのような不祥事を起こしたことは、断じて許されるものではありません。行政に対する町民の皆様、議員の皆様、関係者の皆様の信頼を損ねる結果になったことにつきまして、町政を預かる者として深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

この後につきましては、着座にて事案の内容について、増田総務課長より報告させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 増田総務課長。

○総務課長（増田宏仁君） それでは、白老町職員の懲戒処分の公表基準に基づきまして、その経緯と懲戒処分の内容について公表させていただきたいと思います。

なお、本事案には、刑事事件に該当する者が含まれていることから、現在も警察による捜査が行われていること、公表により、関係者の特定につながる可能性があることから、職員の懲戒処分の公表基準第5項、公表の例外に基づき、一部を非公表とさせていただきますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは配付しております説明資料に基づきまして説明を進めさせていただきます。まず1ページ目の事案の概要です。概要につきましては消防署内に勤務する職員による鍵の持ち出し及び複製した鍵を用いての不正侵入及び他職員の私物を窃取する行為が確認されたものであります。

続いて2番の発覚までの経緯でございます。7月24日、私物の保管状況について、前日との違和感を覚えた職員の相談を受け、消防本部総務課で防犯カメラを設置してございます。31日に映像の確認をしたところ、当該職員が勤務上立ち入る必要のない場所に侵入し他職員の私物を持ち出していることが発覚したものでございます。

翌8月1日、当該職員への聴取を行い、令和7年4月中旬から5月上旬頃にかけて、消防署内に保管されていた鍵を無断で持ち出した上で、苫小牧市内で合鍵を作成し、複製した合鍵を使用して勤務上立ち入る必要のない場所への進入、他職員の私物を窃取する行為を繰り返していたことの事実を認めたものでございます。同日、消防職員により、苫小牧警察署に被害届を提出し、警察による捜査が現在も続けられている状況でございます。

続いて3番、地方公務員法に基づく処分であります。処分内容につきましては、当該職員である消防署に勤務する消防職員、年代は非公表とさせていただきます。この職員に対する懲戒処分につきましては、地方公務員法第29条第1項第1号、法令違反及び第3号、一般事項に該当し、同法第33条に定める信用失墜行為の禁止などに違反するものとして、本日令和7年8月8日付で免職としております。本件に関連し、地方公務員法第29条第1項第1号、法令違反及び第2号職務義務違反に該当するものとして、職員の上司であった消防長については、消防組織全体を束ねる立場にある管理監督者責任を問うこととし、減給10分の1、1か月、消防署長については、消防署における管理監督者責任を問うこととし、同じく減給10分の1、1か月、課長職については、職員への指導監督の適正を欠いたものとして、管理監督責任をとることとし、戒告とする懲戒処分を本日付けで行ったところであります。

続いて4番、問題が発生した要因です。事案の発生した要因につきましては、当時、消防署内に保管している鍵の場所を把握していた当該職員が無断で鍵を持ち出し、私的に複製を行っており、当該職員本人の町職員として法令及び倫理規範を遵守する立場であるとの意識の欠如があったことが要因であるものの、無断での持ち出しを許してしまった、鍵の保管体制に問題があったことも要因の一つであると捉えてございます。

続いて5番、再発防止の取組です。再発防止の取組についてですが、本事案が発覚してから、複製された合鍵を改修するとともに、該当箇所の鍵シリンダー交換を既に実施してございます。今後、公用物の管理体制の徹底を図るとともに、いま一度法令及び規律遵守を徹底するよう職員の指導を行ってまいります。また貴重品専用ロッカーの設置など、セキュリティの強化に取組、再発防止に努める考えでございます。

続いて6番、発覚からこれまでの対応経過でございます。令和7年7月24日に職員が前日の保管状況に違和感を覚え消防本部総務課へ相談をしております。翌25日に消防本部総務課において防犯カメラの設置をしております。7月31日に防犯カメラの映像を確認したところ当該職員の侵入及び窃取を確認し、役場の総務課へ消防から報告があったものでございます。翌8月1日に本人への聴取を実施し、本人が事実と認めたところでございまして、当該職員については自宅待機処分とし、また同時に警察へ被害届を提出したものでございます。翌8月2日に白老町職員分限懲戒審査委員会を開催してございます。また8月4日から5日にかけて本件の事案公表に関わる警察との調整、また町の顧問弁護士と協議を行いまして、今回の町の処分が法的に問題があるかないかなどの協議を行ってきたところでございます。また8月6日には部長会議を開催しまして本件事案について部長職においての情報の共有を図ったところでございます。翌8月7日、消防職員へのメンタルケアとして臨床心理士の面談を実施してございます。そして8月8日本日ですけれども当該職員

の懲戒処分並びに関係職員の懲戒処分を実施してございます。ただいま全員協議会を開催させていただきまして、終了後、記者会見を開催する予定としてございます。資料の説明については以上でございます。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 私どもからの説明は以上でございますが、消防組織強化を初めといたしまして、町民の皆様に信頼される消防組織づくりを推進するために、本年4月から小玉消防長を招聘して、その矢先に発生した不祥事について、私自身、痛恨の極みであります。そのような中で、私といたしましても責任を痛感しているところでありますので、私の給料を10分の1、1か月減額することといたします。町民の皆様の信頼を1日も早く回復できるよう、私自身が先頭に立って、組織の再点検と意識改革に全力で取り組んでまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（小西秀延君） ただいま説明がありましたが、この件についてご質問がある方はどうぞ。
4番、長谷川かおり議員。

○4番（長谷川かおり君） 4番、長谷川です。この今回起きた問題の経緯というのは理解いたしました。それで、これまでの対応の経過というところで一つちょっと確認したいことがあるんですけども、8月7日にメンタルケアの臨床心理士の面談の実施っておりますけれども、対象は全職員なのか、またそうであれば、1回きりで終わりなのかとか、メンタル、この臨床心理士の方の判断によってまた今後継続的に何度か行っていく必要とかもあるかなと思うんですけども、そこら辺今後の動きについて、何か決まっておりますことがありましたら、見通しとかありましたら、お聞かせください。

○議長（小西秀延君） 増田総務課長。

○総務課長（増田宏仁君） メンタルケアの関係でございます。7日に臨床心理士の面談を行ったのは今回は消防署の職員に限定して行っております。今後の関係ですけれども、まず今回、面談を受けていただいて、今後継続して面談の必要があるというような判断が出ています方につきましては、継続して、町の職員も月に1度臨床心理士の面談のタイミングがありまして、基本的にはその同じタイミングで継続して必要があれば実施していく考えでございます。

○議長（小西秀延君） 4番、長谷川かおり議員。

○4番（長谷川かおり君） 今のお話では、今までは消防職員は、面談とか、この臨床心理士の方の面談はしてるんですね。分かりました。やはり、消防の方っていうのは、緊急な火事の現場とか救急とかいろんなところでやっぱりストレスっていうのはすごいかかってくると思いますので、しっかりとそこのところはケアしながら、継続して勤務していただけるように取り組んでいただけたらと思います。そこだけの確認でした。

○議長（小西秀延君） 増田総務課長。

○総務課長（増田宏仁君） すいません、説明がちょっと伝わりにくくて申し訳ございません。今までは、消防職員も含め全職員に対しての臨床心理士との面談というのを実施しておりまして、今回こういった事案が起きたことに対する、臨時的といいますか、そういった面談を7日に実施させていただいたという状況でございます。委員おっしゃるとおりですね、やはり、近年、そういった

心理的な要因によって、休職等も増えているような状況がございますので、そういった心のケアも含めてしっかりと対応することで、職員にしっかりと勤めていただくような環境を我々としても、つくっていききたいというふうに考えてございます。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑等お持ちの方。

12 番、西田祐子議員。

○12 番（西田祐子君） このたびの事件はとても残念なことだなと思います。一つ確認だけさせていただきます。まず、この窃盗事件は、1 人の職員じゃなくて複数の方々が被害に遭ってるっていうふうに理解してよろしいのか。それと、消防署内ですね、公的なものに関しては、被害がなかったのかその辺だけ教えていただければと思います。

○議長（小西秀延君） 佐藤消防署長。

○消防署長（佐藤浩之君） ただいまのご質問でございます。被害の人数につきましては、現在警察での捜査が行われていることから、明確な人数についての回答は差し控えたいと思います。また、公的なものの窃取に関してのご質問ですけれども、現在のところ、それは確認されておりません。

複数いるか否かというところも含めてですね、現在捜査が進んでいることから、明確な数字、複数か、単体かというところも含めて、回答は差し控えさせていただきたいなと思っております。また先ほど、私、公的なものの窃取というところでは、一義的には公用物の鍵というところの窃取というところは押さえているところで、それ以外のものはございません。

○議長（小西秀延君） ほかに、質疑をお持ちの方。

7 番、森山秀晃議員。

○7 番（森山秀晃君） 今回の事件ですね、大変、なかなか予測ができるものではないと思いますので、これに関して、関連して処分されるというのも大変、ちょっとしんどいところなのかなというふうに思うんですけど、今回のこの発覚からこれまでの対応の経過の部分で、職員の方が保管状況に違和感を覚えて相談してすぐにこれ防犯カメラを設置したと。この対応すごい速くていいなと思ったんですけど、今後の対応としての部分にカメラの設置に関しては記載がなかったんですけど、この防犯カメラの設置というのは今後も続けてしていくのかっていう部分だけ確認させていただきます。

○議長（小西秀延君） 小玉消防長。

○消防長（小玉 修君） 今回、防犯カメラを我々で設置いたしました。今後は消防だけでなく役場全体、こういったところとも相談しながらですね、今後も設置していくかどうか。これも検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって白老町職員の懲戒処分についての協議を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小西秀延君） 本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後１時４７分）